栗東市中小企業振興会議設置要綱新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 振興会議は、次に掲げる事項について検討する。	第2条 振興会議は、次に掲げる事項について検討する。
(1) 栗東市商工振興ビジョンの策定に関すること。	(1) 栗東市商工振興ビジョンの策定に関すること。
(2) 栗東市商工振興ビジョンを推進し、及び具現化するための中小企業振興	(2) 栗東市商工振興ビジョンを推進し、及び具現化するための中小企業振興
策に関すること。	策に関すること。
(3) (仮称) 栗東市中小企業振興基本条例の骨子の提言に関すること。	(3) (仮称) 栗東市中小企業振興基本条例の骨子の提言に関すること。
(4) その他中小企業の振興に関し必要な事項に関すること。	(4) 栗東市商工振興ビジョンロードマップの進行管理に関すること。 (5) その他中小企業の振興に関し必要な事項に関すること。